

○養老町創業支援事業補助金交付要綱

令和2年3月31日

告示第48号

改正 令和4年3月31日告示第79号

令和5年3月31日告示第49号

(趣旨)

第1条 この要綱は、養老町の産業振興及び活性化を図るため、新たに法人や個人事業主として事業を開始する者（以下「創業者」という。）に対して、予算の範囲内において養老町創業支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、養老町補助金交付規則（平成元年養老町規則第2号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 創業者 次のいずれかに該当する者をいう。

ア 申請日時点において事業を営んでいない個人で、所得税法（昭和40年法律第33号）第229条に規定する開業等の届出により、個人事業主として新たに事業を開始する者

イ 申請日時点において事業を営んでいない個人で、新たに法人を設立し事業を開始する者

(2) 個人事業主 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者に該当する個人をいう。

(3) 法人 次のいずれにも該当するものをいう。

ア 中小企業基本法第2条に規定する中小企業者をいう。

イ 会社法（平成17年法律第86号）に定める株式会社、合名会社、合資会社又は合同会社をいう。

(4) 創業の日 個人事業主にあつては開業の日を、会社にあつては会社設立の日をいう。

(5) 事業所等 事業の用に供する事務所、店舗等のことをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、町内において補助事業年度内に「創業する者」であつて、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 町内に居住し、住民基本台帳に登録されている者。

(2) 次のいずれかに該当する者であること。

ア 個人事業主にあつては、創業の日までに町内に事業所を有していること。

イ 法人の代表者にあつては、創業の日までに町内を本店所在地とした法人登記が行われていること。

(3) 養老町商工会に入会すること。

(4) 許認可を必要とする業種にあつては、既に当該許認可等を受けている者又は当該許認可を受けることが確実と認められる者。

(5) 補助金の交付を受けようとする者が、この要綱に基づく補助金の交付を受けていないこと。

(6) 暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員と密接な関係のある者でないこと。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、補助金の交付対象としない。

(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）により規制される業種及びこれに類する業種又は消費者に著しく不利益を与える事業を営む者

- (2) 第三者が営んでいた事業を承継して行う事業を営む者
 - (3) フランチャイズ契約又はこれに類する契約に基づく事業を営む者
 - (4) その他町長が適当でないと認める事業を営む者
- (補助対象経費等)

第4条 補助の対象となる経費は、交付決定日から創業の日までに要する経費のうち次に掲げるものとする。

- (1) 設備費
- (2) 調査委託費
- (3) 広報・広告費
- (4) 創業に必要な官公庁への申請書類作成等に係る経費

2 補助金の額は、補助の対象となる経費の2分の1以内の額（その額に1千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、50万円を上限とする。

3 国・県・他の団体等から創業に関連する補助を受ける場合は、他の補助の対象となる経費については本事業の補助対象から除外する。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、養老町創業支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) 交付申請者の住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく住民票の写し
- (4) 補助対象経費の内訳を説明する書類
- (5) その他町長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第6条 町長は、前条の規定による申請書を受理したときは、その内容を調査のうえ、補助金交付の可否を決定し、養老町創業支援事業補助金交付（不交付）決定

通知書（様式第4号）により当該申請者に通知するものとする。

2 町長は、申請者が町税（国民健康保険税を除く。）を滞納しているときは、補助金を交付しない。

（計画の変更）

第7条 第5条の書類の記載事項に変更が生じたときは、養老町創業支援事業補助金変更承認申請書（様式第5号）により、あらかじめ町長の承認を得なければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

第8条 町長は、前条の規定による申請書を受理したときは、その内容を調査し、適当であると認めるときは、養老町創業支援事業補助金変更承認通知書（様式第6号）により当該申請者に通知するものとする。

（実績報告）

第9条 補助金の交付決定を受けた者は、補助事業が完了したときは、速やかに養老町創業支援事業補助金交付実績報告書（様式第7号）に次に掲げる書類等を添えて、町長に報告しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支精算書（様式第8号）
- (3) 事業に係る経費の支払を証明する書類
- (4) 個人事業の開廃業等届出書の写し（個人事業主の場合に限る。）
- (5) 登記事項証明書の写し（法人登記している場合に限る。）
- (6) 営業許可証の写し（許認可を必要とする業種の場合に限る。）
- (7) その他町長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第10条 町長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、養老町創業支援事業補助金交付額確定通知書（様式第9号）により実績報告を提出した者に通知するもの

とする。

(補助金の交付請求)

第11条 前条の規定による実績報告を提出した者は、養老町創業支援事業補助金交付請求書(様式第10号)により町長へ補助金を請求するものとする。

(交付決定の取消し)

第12条 町長は、補助金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当した場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令に違反したとき。
- (3) 交付決定日の翌日から起算して、5年以内に廃業又は町外へ移転、転出したとき。

(補助金の返還)

第13条 町長は、前条の規定による補助金の交付決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

(報告)

第14条 補助金の交付決定を受けた者は、補助事業の運営及び経理等の状況その他の必要な事項について町長が報告等を求めた場合には、これに応じなければならない。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

附 則（令和4年3月31日告示第79号）

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月31日告示第49号）

この要綱は、公布の日から施行する。